

広島県告示第三百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	区域の名称
平成二十六年広島県告示第八百十五号	広島県廿日市市宮内	急傾斜地の崩壊 の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	東畠口B（一七〇一）
		土砂災害特別警戒区域	区域の名称
		急傾斜地の崩壊 の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	東畠口B（一七〇一）